

資料1 特定健康診査の実施や報告における基準

(1) 特定健康診査対象者の基準

実施対象の基準	当該年度の特定健康診査を受診する日に、小浜市国民健康保険の被保険者の資格を有する者で、当該年度に40歳になる者から75歳の誕生日の前日までにある者
法定報告の基準	当該年度の4月1日から3月31日までの間、小浜市国民健康保険の被保険者の資格を継続して有し（年度途中での加入・脱退等の異動がない者）、当該年度40歳から74歳の者 ※妊産婦、刑務所入所中、海外在住、6か月以上入院加療中、高齢者入所施設入所中等、厚生労働大臣が定めるものは、対象者から除外することができる

(2) 特定健康診査受診の基準

健診受診の基準	当該年度内に特定健診の必須項目にあたる検査等をすべて受診し、小浜市国民健康保険にデータまたは書面にてその報告があった者 ※必須項目：身長、体重、腹囲、血圧、尿たんぱく、尿糖、空腹時血糖または随時血糖とHbA1c、LDLコレステロール、HDLコレステロール、中性脂肪、GOT、GPT、γ-GTP、服薬喫煙習慣の状況、健診を受けた医師名
法定報告の基準	上記健診を受けた者のうち、対象者の法定報告に該当する者

(3) 特定保健指導対象者の基準

特定健康診査を受けた結果データにより、「積極的支援」「動機づけ支援」「情報提供」の3段階にレベル判定される。そのうち「積極的支援」と「動機づけ支援」が特定保健指導の対象に該当する。判定基準は下記のとおり。

腹 囲	リ ス ク		年 齢	
	①血糖②脂質③血圧	④喫煙	40～64歳	65～74歳
男性85cm以上 女性90cm以上	2つ以上該当	—	積極的支援	動機づけ支援
	1つ以上該当	あり		
上記以外で BMI2.5以上		3つ該当	なし	積極的支援
	あり			
	2つ該当	なし		
上記以外で BMI2.5以上	1つ該当	—		

(4) 特定保健指導実施の基準

①積極的支援

開始	開始後6ヶ月の間継続支援			開始後6か月以降に実施	
初回面接	支援A (面接指導)	支援B (面接または電話指導)	中間評価	6か月後支援 (面接または電話支援)	最終評価
個別20分以上 または 集団(8人以下) 80分以上	個別20分以上 または 集団(8人以下) 80分以上	面接または電話 5分以上	体重・腹囲・血圧 値の確認 行動変容状況の 評価	面接または電話	体重・腹囲・血圧 値の確認 行動変容状況の 評価
1回	2回	2回	1回	1回	1回

②動機づけ支援

開始	開始後6か月以降に実施	
初回面接	6か月後支援(面接または電話)	最終評価
個別20分以上または 集団(8人以下)80分以上	面接または電話	体重・腹囲・血圧値の確認 行動変容状況の評価
1回	1回	1回

③特定保健指導実施、終了の基準

特定保健指導実施(終了)の基準	「積極的支援」「動機づけ支援」の対象になった者が、医師・保健師・管理栄養士のいずれかの職種から、①②に示した保健指導をすべて受け、最終評価に至った場合に特定保健指導の終了者とする。 ①②の支援の一部を受けた場合は、特定保健指導脱落者となり、特定保健指導終了者とは認められない。
法定報告の基準	上記特定保健指導を終了した者のうち、対象者の法定報告に該当する者